

令和7年度生活困窮者自立相談支援事業委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度生活困窮者自立相談支援事業

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づく、生活保護に至る前の、経済的に困窮し、最低限度の生活を営むことができなくなるおそれのある者(以下「生活困窮者」という。)からの相談に包括的に対応するとともに、その抱える課題を継続的に評価・分析し、自立に向けたプランの作成や支援サービス提供のための関係機関との調整等を実施する。

4 業務の内容

(1) 実施地域

川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稻美町及び播磨町、神崎郡市川町、福崎町及び神河町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び新温泉町

(2) 事業の対象者

ア 自立相談支援事業

法第3条第2項に規定される「自立相談支援事業」の利用について検討又は利用する者

イ 住居確保給付金

法第3条第3項に規定される「住居確保給付金事業」を利用する者

ウ 支援会議

法第3条第1項に規定される「生活困窮者」

(3) 事業の内容

ア 自立相談支援事業

(ア) 生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を確認することを通じて個々人の状況にあった支援計画の作成等を行い、次に掲げる関係事業との連携した包括的な支援

- ・一時生活・住まい確保支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
- ・地域若者サポートステーション事業
- ・就労支援事業
- ・就労準備支援事業
- ・認定就労訓練事業
- ・生活困窮者世帯の子どもを地域で支援事業
- ・その他利用できる支援に必要な事業

ア 支援の対象となる者は、生活保護の受給要件を満たさないものの、経済的な問題、精神的な問題、家族の問題、健康上の問題など複合的な課題を抱え、生

活に困窮している者とし、その条件を特に限定せず幅広く支援するものとする。

- b 生活困窮者に対して広く相談を行うこと。相談に当たっては、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、この事業において支援する対象者か、他制度や他機関での対応が適切であるかを検討すること。
- c 他制度や他機関での対応が必要であると判断される場合には、情報提供や他機関へ適切につなぐことにより対応すること。必要に応じ、つないだ後もつなぎ先の機関に本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。
- d 相談内容から、この事業に支援が必要であると判断される場合は、本人からこの事業の支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）を行うこと。
- e アセスメントを行った上で、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだ支援計画（以下「プラン」という。）を、本人の意思を尊重して本人と協働して策定すること。
- f プランに基づく支援の実施を、生活困窮者に対する支援事業を行う団体と調整するとともに、その支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていくものとする。

なお、プラン策定前であっても住居確保給付金事業、一時生活支援事業、緊急小口資金貸付等の緊急的な支援が必要な場合には、それらの支援が受けられるよう、必要な調整を行うこと。

- g プランについて支援調整会議等を開催し、その内容が適切かどうか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たっての関係機関等との役割等に調整を行うこと。
- h プランに基づく支援について定期的に本人の状況等を把握（モニタリング）し、支援調整会議等において定期的にプランについて評価を行い、必要な見直しを行うこと。
- i プランは、作成時、見直し時において、関係機関等と共有するとともに、県地域福祉課へも報告すること。
- j 支援調整会議等の実施に当たっては、その構成員、会議の頻度、会議の内容について、あらかじめ兵庫県と調整した上で行うこと。
- k 支援に係る様式等については、厚生労働省が定める様式を使用し、同省の求めに応じて事業の実施状況を、県を通じて報告すること。
- l 支援状況について、毎月1回、県に報告すること。

- (イ) 地域において対象者に対し必要とされる包括的な支援ができる、町、健康福祉事務所や公共職業安定所、地域包括支援センター等の関係機関とのネットワークづくり
- (ウ) アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり相談支援センターやひきこもり総合支援センター、若者サポートステーション等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある者などに対して、訪問支援等の実施
- (エ) 住まい相談支援員を配置し、住まいを中心とした相談支援（居住支援法人との連携窓口）、地域の居住ニーズの把握、必要な地域資源の開拓

- イ 住居確保給付金事業（家賃補助・転居費用補助）
- (ア) 住居確保給付金に関する相談に応じること。
 - (イ) 同給付金の受給を希望する者に対して、申請手続について説明するとともに、申請を受け付けること。
 - (ウ) (イ)により申請を受け付けた者について、自立相談支援機関としてのアセスメントを行い、プランを作成するとともに、関係書類を県に送付すること。
 - (エ) 県において住居確保給付金の支給決定が行われた者について、その後の就労活動を把握するとともに就労に関する助言等必要な支援を行うこと。また、把握した就労活動の内容について、必要に応じて県に報告すること。また、延長申請に係る申請書類を受け付け、関係書類を県に送付すること。
- ウ 支援会議
- (ア) 支援会議調整員を配置し、兵庫県と連携しながら、各地域に支援会議（生活困窮者に対する支援に関する団体、当該支援に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議）の設置の推進
 - (イ) 生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する会議の実施

5 実施体制

- (1) 対象者からの相談等を受け付けるための電話及びインターネットによる窓口を開設すること。電話による受付窓口は、土、日、祝日を除く平日9時から17時までを基本とし、県と協議の上開設すること。さらに巡回相談を実施する等の方法により、実施地域において円滑に事業を実施することが可能となる体制を構築すること。
ただし、5連休以上の大型連休には、緊急の相談に備え、連絡が取れる体制を構築すること。
- (2) 事業の実施に際しては、次の役割を行う職員を配置すること。なお、これらの職員について、厚生労働省が実施する指定の研修を受講させるとともに、県が県内の関係職員に対する研修等を実施する際には、講師として派遣すること。
 - ア 生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などアウトリーチ等を行う。
 - イ 生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所等就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の実施に結び付けていく。
 - ウ ひきこもり相談支援センターやひきこもり総合支援センター、若者サポートステーション等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある者などに対して、訪問支援等を行う。
 - エ 住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ。
 - オ 住居確保給付金について理解し、相談者に対して応対するとともに、受給を希望する者からの申請を受け付ける。
- (3) 就労支援において、就労のあっせんができるよう職業紹介に係る必要な許可を受けること。
- (4) 事業実施において、外国籍の相談者にも対応できる体制をとること。

- (5) 事業実施において、法律上の問題が生じたときに、顧問弁護士等に相談して処理できる体制をとること。

6 委託料

(1) 委託料

上限額 19,951,000 円（年額）

(2) 対象経費

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）、負担金

(3) 事業経費

事業の実施に直接必要な経費は、委託料に含まれるものとする。

7 契約保証金

委託契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならぬ。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除する。

(1) 兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

(2) 一般競争入札及び指名競争入札参加する資格を有する者であつて、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体との契約が、本事業の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと県が認めるとき。

(3) 契約保証金と同額の価値のある国債又は地方債のほか、財務規則第84条第2項の各号に掲げる担保の提供をするとき。なお、担保の価値は、会計管理者が定める。

8 その他事項

(1) 委託終了後及び兵庫県が必要と認めたときは、事業実施状況にかかる報告書を兵庫県に提出すること。

(2) 本仕様書に記載されていない事項については、兵庫県の指示に従うこと。